

ごみ処理有料化に関して、藤沢市ホームページに寄せられたご意見・ご質問をまとめました。

ご意見・ご質問の内容	藤沢市の考え方
<p>有料指定収集袋の目的・効果は、全国でも有料化を導入している自治体は10分の1もないことから、ごみ処理は税金で行うべきではないか。</p>	<p>有料指定収集袋の使用、いわゆるごみ処理の有料化の導入は、排出されるごみ量を抑制し、焼却量を減らすことで、藤沢市が維持管理しております最終処分場(焼却灰を埋め立てる場所)を延命し、環境への負荷を極力少なくすることを目的としております。</p> <p>また、その効果につきましては、ごみの排出に費用を要することにより、ごみの排出量を極力少なくしようとするインセンティブ(誘因)が働き、このことから、ごみの発生抑制、分別、減量・資源化が促進されることと指定袋を使用することで、有料であるごみとそうでないごみを判別するのに適しているものと考えております。</p> <p>なお、全国で家庭系可燃ごみ、不燃ごみの定期収集について、ごみ処理有料化を導入している自治体は、平成17年10月時点で、2,286自治体中、1,126自治体が実施しており、49.3%の実施率となっております。</p>
<p>なぜ、ピンク色の可燃ごみ、不燃ごみ共通袋と黄色の可燃ごみ専用袋を作ったのか。</p>	<p>ごみ処理有料化を検討していく段階で、多くの市民からカラスの被害防止も含め、収集方法を考えるべきだというご意見があり、カラスに荒らされにくいごみ袋を指定袋として採用したもので、特例的な扱いとして、可燃ごみ専用としているものです。</p> <p>なお、可燃ごみ専用の黄色い袋は、カラスに見えにくいとされる波長域の色を着色したもので、可燃ごみ専用袋の効果は、一般的なポリ袋と可燃ごみ専用袋に餌を入れ、カラスの捕食率を観察した結果、一般的な袋が76%から94%に対し、可燃ごみ専用袋が6%から24%という結果が出ております。</p> <p>ただし、可燃ごみ専用袋は、製造コストが可燃・不燃共通袋と比較的高いため、カラスの被害防止を排出者自らがやっている方も多いため、可燃ごみ・不燃ごみ共通袋を作成しているものです。</p>
<p>有料指定収集袋取り扱い店が分からない。有料指定収集袋を取り扱う店が少ない。</p>	<p>有料指定収集袋の取り扱い店の確認は、2007年8月10日号の広報「ふじさわ」と一緒にお配りした「可燃ごみ・不燃ごみの有料指定収集袋による収集が始まります！」をご覧ください。これは、藤沢市のホームページから、総合案内→各課のご案内→環境管理課→ごみ処理有料化について(更新)→「可燃ごみ・不燃ごみの有料指定収集袋による収集が始まります！」でもご覧いただけます。</p> <p>また、現在、市内で315店舗が有料指定収集袋を扱っていただいております。大型ごみ処理券を扱っているコンビニ等のほとんども取り扱い指定店になっていただいております。</p>
<p>ごみ袋が高すぎるのではないのか。ごみ袋の形状を一般的な形とし、コストダウンするべきではないのか。</p>	<p>ごみ処理有料化の手数料設定(指定収集袋の金額)については、収集・焼却・処理・処分に係る費用の約25%を市民の皆様にご負担していただく制度です。具体的には20%相当の指定収集袋1袋分のごみ処理に156円要しておりますので約25%の40円が手数料となっております。</p> <p>また、事業系につきましては自己処理が原則ですので家庭系より高い設定で、約75%となっております。</p> <p>したがって、ごみ袋の製造コストにより、指定収集袋の金額を決定しているものではございませんのでご理解をお願いします。</p>
<p>ごみ処理有料化 ごみ処理手数料の用途について</p>	<p>ごみ処理有料化による手数料については、すべてごみ関係事業の事業費に充当するとともに、手数料収入相当額を基金として積立てる予定となっております。(相当額の9割を環境基金に、残りの1割をみどり基金に積み立てます)</p> <p>なお、ごみ処理手数料の用途や基金への積み立て金額については、予算や決算の中でお示ししていきます。</p>
<p>ごみ処理有料化は賛成するが、集合住宅の場合は、集積所収集であり、戸建て住宅と同じ料金であり、そのことについては検討はされたのか。</p>	<p>集合住宅は戸別収集されずに、有料化の負担だけが残るということですが、戸別収集は、集積所におけるごみの散乱による衛生上・美観上の問題や、清掃等の維持管理に関する問題、通行の妨げや事故等の危険性などの、多くの課題を解消するため実施するもので、これら課題が解消されることは、道路などの公共スペースの利用環境と安全性の向上につながるものであり、居住形態が、戸建てであるか集合住宅であるかに拘わらず、公共スペースを利用するすべての方の利便性や安全性が確保され、公共のメリットの向上につながるものと考えております。</p> <p>また、有料化については、戸別収集を実施するために行うものではなく、すべての市民の皆様へ、意識を持って、ごみの発生抑制、減量化、資源化に取り組んでいただき、将来にわたる安定的なごみ処理を確保し、「安心して暮らせるまち」の実現を図るために実施するものです。</p> <p>有料化の実施に際しては、剪定枝や廃食用油の分別回収などの、新たな施策の実施を行っており、戸別収集についても、これら新たに実施する施策の1つであると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>事業者用指定収集袋の定義はどのようなものなのか。</p>	<p>事業者が排出されるごみにつきましては、廃棄物処理法により、自己処理をするよう規定されておりますが、ごみ処理有料化の実施に際し、1回の排出量が40%1袋相当を排出される事業者に限られ、藤沢市で収集するものです。</p> <p>なお、収集を希望される事業者は、藤沢市に収集登録をした後、事業者用指定収集袋(ブルーの袋)に事業者名を記名し、排出されるようお願いいたします。</p>
<p>ごみ処理有料化の周知徹底のために、情報発信があってもよいのではないのか。</p>	<p>ごみ処理有料化の制度周知を図る必要性は充分認識しております。</p> <p>このため、平成19年10月1日のごみ処理有料化実施に際し、平成19年8月上旬に、「可燃ごみ・不燃ごみの有料指定収集袋による収集が始まります」というタブロイド判8ページのパンフレットを広報「ふじさわ」にあわせ、各ご家庭にお配りし、同時に藤沢市のホームページにもアップいたしました。また、自治会・町内会に未加入のご家庭にも、ごみ処理有料化をご確認いただくため、9月上旬に、上記パンフレットのダイジェスト版を一般家庭、事業者を問わず、全戸にポスティングさせていただきました。</p> <p>さらに、約400回にわたる地域自治会・町内会での説明会を実施するとともに、平成18年11月の広報「ふじさわ」にあわせ、タブロイド判4ページのパンフレット「平成19年度からごみの出し方が変わります！」を各ご家庭にお配りしたり、平成19年3月上旬には「平成19年度版 資源とごみの分け方・出し方」を全戸にポスティングさせていただきました。</p> <p>今後も、あらゆる機会をとらえ、制度の周知を図ってまいります。</p>

<p>20リットル相当と記載されているが、本当に20リットルあるのか。底の部分にカーブをつけて底上げしているのではないか。</p>	<p>20リットルに限らず、各サイズ共に、表示された容量より少し多めの水を入れても、取手の部分が縛れることを確認しております。このことから、表示は「20リットル」ではなく「20リットル相当」と記載しております。 また、底のカーブは、ロール形状の袋であるため、手提げ部分を切り取るために残るもので、かさ上げではありません。袋の有効部分は、カーブの上のシール部分からですので、よろしくお願ひします。</p>	
<p>ペット用の紙おむつも無料扱いとしてほしい。</p>	<p>ペットは、全ての市民が飼育しているものではなく、手数料負担に係る公平性を欠くこととなりますので、免除対象外としたものでありますのでご理解をお願いします。</p>	
<p>市販のポリ容器のサイズにそった事業系指定袋を作成してほしい。また、事業系の指定袋について家庭系と同様の種類を作成してほしい。</p>	<p>事業系廃棄物は、自己処理が原則であり、藤沢市では、ごみ処理有料化導入にあたり、日常、1回の排出につき40ℓ程度のごみを排出する少量排出事業者に対して、激変緩和措置という観点から、有料化実施後も収集することといたしました。したがって、極力、少量の袋を使用していたために、40ℓ、20ℓのサイズを作成したものです。また、指定袋は指定袋取扱店が納入した時点でごみ処理手数料を納付していただく買い取り制であるため、指定袋の種類を増やすことは、指定袋取扱店の負担増をまねきますので、現行の2種類としたものでありますので、ご理解をお願いします。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">ごみの出し方について</p>	<p>ごみ処理有料化実施後のプラスチック製容器包装の出し方について</p>	<p>プラスチック製容器包装は、資源の品目の一つであり、10月1日の有料指定収集袋制実施後も、従来どおり、透明・半透明のポリ袋またはレジ袋でお出しください。 併せて、収集方法(戸別収集)に変更はございません。</p>
	<p>使用済み生理用品の取り扱いについて</p>	<p>使用済み生理用品につきましては、可燃ごみとして、有料指定収集袋に入れお出しください。</p>
	<p>今まで使用したごみ袋がたくさん余っているが、その袋は使うことができないのか。</p>	<p>有料指定収集袋により出していただくごみは、可燃ごみと不燃ごみのみとなっております。ただし、草、葉、紙おむつ、太さ1センチ未満の枝、自宅前道路を清掃したボランティア清掃のごみ等については、従来の透明・半透明のポリ袋やレジ袋で可燃ごみ収集の日にお出しいただけます。また、蛍光管、乾電池、水銀体温計、カセットテープ・ビデオテープ、中身が入った卓上ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てライター等は、不燃ごみ収集の日、それぞれ、従来の透明・半透明のポリ袋やレジ袋でお出しいただけます。 さらに、プラスチック製容器包装も、従来どおり透明・半透明のポリ袋やレジ袋を使用し、お出しいただけますので、ご家庭に余っている袋をお使いいただくことができます。</p>
	<p>有料化実施後、指定袋以外のごみも収集しているが、その理由はなにか。</p>	<p>有料指定収集袋による収集対象ごみは、可燃ごみと不燃ごみとなっております。ただし、可燃ごみでも、草、葉、紙おむつ、太さ1センチ未満の枝、自宅前道路を清掃したボランティア清掃のごみ等は、透明・半透明のポリ袋やレジ袋でお出しいただけます。また、不燃ごみでも、蛍光管、乾電池、水銀体温計、カセットテープ・ビデオテープ、中身が入った卓上ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てライター等も、それぞれ、半透明のポリ袋やレジ袋でお出しいただけます。 なお、有料指定収集袋で出さなければならない可燃ごみと不燃ごみを透明・半透明のポリ袋等で出された場合には、「この袋では収集できません」というシールを袋に貼って置いておくことにしております。</p>
	<p>白い袋による排出や不法投棄がされた場合、どのように対応するのか。</p>	<p>指定収集袋以外の白い袋で排出された場合の対応でございますが、戸建て住宅の場合は戸別に、集合住宅の場合は、指定袋以外で排出されたごみの中身を確認し、排出者を特定し注意しております。単に収集してしまっただけでは、指定収集袋で出された方に不利益が発生するため、今後も地道に排出者を特定する作業を続けていきます。 また、不法投棄は犯罪の対象になりますので、住民以外の方が頻繁に出されるケースがあれば、環境事業センター南部収集事務所(TEL84-0838)までご連絡ください。なお、藤沢市では、有料指定収集袋による収集方法について、市民の皆様へ広報や専用のパンフレットを各ご家庭にポスティングをするなど周知に努めてまいりましたが、白いポリ袋で出された住宅等にパンフレットをポスティングするなど、さらに啓発活動に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>